

平成元年に誕生した消費税法の過去の本試験を振り返ってみると、当初は基本項目からの出題が多かったが、回を重ねるにつれ、応用理論や複雑な税額計算も頻繁に出題されるようになった。また受験者のレベルも向上してきていることから、今後の試験問題はさらに高度化、複雑化していくものと思われる。

そこで、理論学習を従来以上に効果的に行う必要が生じてきた。最終的には、条文に従って作成されている理論テキストを暗記しなければならないのであるが、税法理論を暗記する際には、まずその内容を理解することが大切である。内容を理解せずに暗記を進めても、暗記に時間がかかるばかりで、一度暗記した理論も忘れやすく効果的とは言えない。反対に内容をある程度理解したうえで暗記を進めると、比較的早く暗記でき、その記憶が持続され、さらに各々の理論のつながりも見えてくるため効果的な学習が可能となる。

そこで、この理論テキストでは、特にその内容がわかりにくい部分を取り上げて解説している。理論の内容理解及び暗記のための教材として本書をぜひ活用してほしい。

令和8年9月

消費税法スタッフ一同

＜使用上の注意点＞

1. 理論問題の各規定には、税理士試験を受験する上での重要度の基準として、次の★印を付してあります。
 - ★★… 最重要かつ基本的な規定であり、高い精度での暗記が要求されます。
 - ★ … 重要または★★を補足する規定であり、その内容を理解し、できるだけ高い精度での暗記を目指して下さい。
2. 条文番号については、暗記をする必要はありません。

— 凡 例 —

本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

1. 消費税法関係

- 「法」……………消費税法
- 「令」……………消費税法施行令
- 「規」……………消費税法施行規則
- 「基通」……………消費税法基本通達
- 「平成28年法附則」……消費税法附則（平成28年）
- 「平成30年令附則」……消費税法施行令附則（平成30年）

2. 租税特別措置法関係

- 「措法」……………租税特別措置法
- 「措令」……………租税特別措置法施行令

3. その他

- 「国通」……………国税通則法

理論暗記の方法	7
条文における税法用語の使い方	11
理論テキストの利用方法	16
理論の学習方法	19

〔1 課税の対象〕

問題 1-1 課税の対象	20
問題 1-2 国内取引の判定	34
問題 1-3 非課税	42
問題 1-4 輸出免税等	46
問題 1-5 輸出品販売場における免税	50

〔2 納税義務者〕

問題 2-1 納税義務者及び小規模事業者に係る納税義務の免除	60
問題 2-2 課税事業者の選択	66
問題 2-3 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例	82
問題 2-4 相続があった場合の納税義務の免除の特例	86
問題 2-5 合併があった場合の納税義務の免除の特例	90
問題 2-6 分割等があった場合の納税義務の免除の特例（分割等）	96
問題 2-7 分割等があった場合の納税義務の免除の特例（吸収分割）	102
問題 2-8 新設法人の納税義務の免除の特例	106
問題 2-9 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例	112
問題 2-10 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例	120
問題 2-11 特定プラットフォーム事業者を介して行う 電気通信利用役務の提供に関する消費税法の適用	134

〔3 資産の譲渡等の時期の特例〕

問題 3-1	工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例	140
--------	----------------------	-----

〔4 課税期間〕

問題 4-1	課税期間	146
--------	------	-----

〔5 納税地〕

問題 5-1	納税地	158
--------	-----	-----

〔6 課税標準及び税率〕

問題 6-1	課税標準	166
問題 6-2	税率・軽減対象課税資産の譲渡等の範囲等	172

〔7 税額控除等〕

問題 7-1	仕入れに係る消費税額の控除	174
問題 7-2	帳簿及び請求書等の保存要件	184
問題 7-3	課税売上割合の計算方法	194
問題 7-4	非課税資産の輸出等を行った場合の 仕入れに係る消費税額の控除の特例	198
問題 7-5	仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の 仕入れに係る消費税額の控除の特例	202
問題 7-6	保税地域からの引取りに係る課税貨物につき 還付を受ける場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例	206
問題 7-7	課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する 仕入れに係る消費税額の調整	210
問題 7-8	調整対象固定資産を転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整	214
問題 7-9	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の 仕入れに係る消費税額の調整	220
問題 7-10	納税義務の免除を受けないこととなった場合等の 棚卸資産に係る消費税額の調整	224

問題 7-11	中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）…	230
問題 7-12	災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例…	250
問題 7-13	売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除…	256
問題 7-14	特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除…	260
問題 7-15	貸倒れに係る消費税額の控除及び加算…	264

〔 8 申 告 等 〕

問題 8-1	課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告及び納付…	268
問題 8-2	課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告及び納付・還付…	282
問題 8-3	還付請求申告及び還付…	296
問題 8-4	電子情報処理組織による申告の特例…	302
問題 8-5	引取りに係る課税貨物についての申告及び納付…	308
問題 8-6	更正の請求…	318

〔 9 雑 則 ・ そ の 他 〕

問題 9-1	納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出…	330
問題 9-2	適格請求書発行事業者の登録等…	334
問題 9-3	適格請求書発行事業者の義務等…	342
問題 9-4	国・地方公共団体等に対する特例…	350
問題 9-5	特定資産の譲渡等を行う事業者の義務…	360
問題 9-6	価格の表示…	364
問題 9-7	租税特別措置法における免税…	368
問題 9-8	定 義…	372
問題 9-9	適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置…	374
問題 9-10	適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（3割特例）…	380

付 録

I	消費税法理論体系表	388
II	各ブロックのまとめ	391
III	理論問題出題分析表	393

理論暗記の方法

1. 始めに

消費税法の試験では、計算が50点、理論が50点で出題される。

従って、計算問題がたとえ50点でも理論問題が解答できなければ合格することはできない。逆に、計算問題で解答できない項目があったとしても、理論問題で高得点できれば合格の可能性は高くなってくる。

このように、本試験における理論の重要性というのは非常に高いのであるが、理論答案は消費税法の試験が法律の試験である以上、自分の言葉で自由に解答するのではなく、与えられた問題に対して税法用語を用いながら表現していかなければならない。しかも本試験では条文の持込みは許されていないため、重要な条文（理論）の暗記が必要不可欠となる。

2. 理論暗記の進め方

(1) 暗記する理論の内容を理解すること

本書ではブロック別にテーマを絞ってその内容を説明しているため、個々の条文の意味するところを自分の頭で完全に理解するように努力してほしい。

(2) 暗記すべき事項（理論の構成）を整理し理論テキストの見出しを覚える

与えられたテーマ（問題）に対してどの条文とどの条文を答えればよいのか、どのように個々の条文を組み合わせればよいのかが整理されていれば、比較的余裕を持って問題に対処することができる。また、理論の暗記を進める際にもまず理論テキストの見出しを覚えておけば、これが暗記した理論を書く際の標識の役目を果たし、次に書くべき内容を忘れてしまうということもなくなってくる。

(3) 暗記の進め方

イ. 暗記すべき条文の骨組みを理解し覚える

さて、いよいよ個々の条文の暗記になるが、問題8-2〔1〕(1)を例に取って紹介していく。

事業者（免税事業者を除く。）は、課税期間ごとに、その課税期間の末日の翌日から2月以内に、一定の事項を記載した確定申告書を税務署長に提出しなければならない。

ただし、国内における課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等及び輸出免税取引を除く。）及び特定課税仕入れがなく、かつ、差引税額がない課税期間については、この限りでない。

問題 8 - 2 1は、①申告手続き②申告要件③申告期限の 3 つから構成されている。そこでまず、上記骨組みを押さえ、次にそのポイントとなる言葉（主語・述語）をチェックする。

①～③の骨組みでポイントとなる言葉は以下のとおりである。

- ① 課税事業者は、確定申告書を税務署長に提出しなければならない。
- ② 課税売上げ及び特定課税仕入れがなく、しかも差引税額もない場合は申告不要
- ③ 申告期限は 2 月以内

このように条文の骨組みを押さえ、そのポイントとなる言葉をチェックしておけば、条文通りの正しい順序で理論を覚えやすくなり、理論を書く際にも必要な言葉を抜かしたりということが少なくなる。

ロ．暗記すべき条文を少しずつ区切りながら覚えていく

問題 8 - 2 1を次のように区切って一区切りずつ暗記していく。

事業者（免税事業者を除く。）は、／
課税期間ごとに、／
その課税期間の末日の翌日から 2 月以内に、／
一定の事項を記載した確定申告書を／
税務署長に／
提出しなければならない。／
ただし、国内における課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等及び輸出免税取引を除く。）／
及び特定課税仕入れがなく、／
かつ、差引税額がない課税期間については、／
この限りでない。／

暗記をする際には、一つ目の区切りを何度も口に出して言ってみて正確に言えるようになったら、二つ目の区切りを同じように暗記していく。そして、二つ目の区切りを正確に言えるようになったら、今度は二つの区切りを一緒に言ってみて正確に言えるかどうか確認する。そして、次に三つ目の区切りを同じように暗記し正確に言えるようになったら、三つの区切りを続けて言ってみるようになる。この作業を続けて一つの文章全体を暗記していくと良い。

つまり、一つ一つの区切りを確実に暗記し、かつ、絶えずフィードバックしながら暗記を進めることによって確実に全体を暗記していくことができるようになる。

ただし、常に上記のように区切るのではなく、各人に合った長さで一つ一つの区切りを決めていき、また、フィードバックするときにも一つ一つ戻るのでなく、句読点で区切られたところまでを一つにまとめても構わない。

また、上記のようにかっこ書きが含まれているときは、最初の暗記の時はこのかっこ書きを除き、一通り暗記できるようになったらかっこ書きを含めてもう一度暗記してもよいであろう。(その際に、どこにかっこ書きがついているのかも確認してほしい。)

理論暗記というのは非常に時間のかかるものと思われるかもしれないが、本試験において短時間で正確な理論答案を書くためには理論の暗記が絶対に必要であり、少々時間がかかっても確実に一つ一つの文章を暗記していくようにしてほしい。

ハ. 文章全体の暗記が終わったら、次の文章を同じ要領で暗記していく

上記のようにして一つの文章全体の暗記が終わったら、同じ要領で次の文章の暗記を進めてほしい。そして、次の文章全体の暗記が終わったら、今暗記した文章と前に暗記した文章を連続して言ってみて正確に言えるかどうか確認してほしい。

つまり、今度は文章のレベルでフィードバックしながら暗記を確実なものにしていくのである。そして、二つ目の文章の暗記が終わったら三つ目の文章の暗記を行い、これが終わったら三つの文章全体を連続して言ってみてフィードバックする。

このようにして一つの理論問題全体を暗記していくこととなる。

二. 暗記が終わったら一つの理論問題全体の暗唱を繰り返し行うこと

一度暗記ができたからといってそのままにしておくとうすぐに忘れてしまうので、いろいろな機会をとらえて暗記した理論を繰り返し暗唱するように心掛けてほしい。理論の暗記は机の前に座っていなくともできるため、通勤の途中で理論サプノート（販売用教材）を携帯するなどして、細切れの時間をうまく利用していろいろ工夫しながら暗唱するようにしてほしい。

また、自分で暗記した理論を録音して、目で文章を追うだけでなく耳からも暗記した理論を確認すると一層効果が上がるようになる。自分なりの方法をいろいろ工夫して開発してほしい。

なお、暗記した理論は時が経ってたとえ忘れたとしても、一度完全に覚えた理論であるため最初に暗記したときよりもはるかに少ない時間で思い出すことができ、また次の機会に思い出すときは、2～3回口に出して言うだけですぐに思い出すことができるようになる。最初の暗記の時にたとえ時間がかかっても完全に覚えてしまうことがポイントである。

ホ。暗記した理論が数題たまったら、定期的にまとめて暗唱できるかどうか確認すること

これから一週間に2題程度の理論暗記をしていくこととなるが、一度暗記した理論は、その翌日、一週間後、一ヶ月後というようにまとめてできるだけ一題一題の理論の暗唱回数を増やすように努力してほしい。こうすることで、ますます暗記は確実なものになってくる。

3. 終わりに

理論の暗記にはかなりの時間を要し、かつ、なかなかつらい作業であるが、これを怠るならば本試験でよい結果を出すことはできない。特に税法科目の学習が初めての方にとっては最初の暗記の時に多くの時間がかかると思うが、最初の10題程度の理論暗記が終わるとペースもつかめ、一度暗記した文章が他の理論でも出てくるようになるため、とにかく個別理論の暗記を頑張るようにしてほしい。

また、消費税法において暗記すべき個別理論は50題程度であり、辛い作業ではあるが、自分以外にも多くの受験生が頑張っていることを思い出して暗記を進めてほしい。そして、なるべく早い時期に自分なりの暗記方法を確立して理論を得意にしてほしい。

条文における税法用語の使い方

税法の条文の中には特別の意義をもって用いられる慣用語がある。そのような慣用語の使い方を知っておくと、条文理解が深まり、理論暗記の学習においても効果がある。そこで、以下に代表的な慣用語の意義について触れておくため、参考にされたい。

1. 「及び」「並びに」

「及び」と「並びに」という用語は、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられる。両者とも「いずれも」という同じ意味（併合的連結）ではあるが、2つの言葉や文節をつなぐときにはまず「及び」が用いられる。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の併合的連結には「並びに」が用いられ、その中の小さな意味の併合的連結には「及び」が用いられる。

2. 「又は」「若しくは」

「又は」と「若しくは」という用語も、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられる。両者とも「どちらか」という同じ意味（選択的連結）であり、1.と同様に、2つの言葉や文節をつなぐときにはまず「又は」が用いられる。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の選択的連結には「又は」が用いられ、その中の小さな意味の選択的連結には「若しくは」が用いられる。

3. 「かつ」

「かつ」という用語は、1.の「及び」「並びに」と同様に併合的連結の意味であるが、比較的大きな意味をつなぐときに用いられる。また、その他にも「かつ」を用いることによって、それより後に規定される内容がそれよりも前の規定の内容と同時に必要とされる要件であることを表す場合も多い。

4. 「場合」「時」「とき」

「場合」という用語は、「この場合において」等すでに規定されている事例を引用する場合（包括的条件）や「災害による損失が生じた場合において」等仮定的条件を示す場合に用いられる。「時」という用語は、具体的な時点を指し示す場合に用いられるのに対して、「とき」という用語は、必ずしも時点という限定した意味でなく、不特定の

時を表し、「場合」と同じように仮定的条件を示す場合に用いられる。

5. 「ただし」「この場合において」

これらの用語は、ともに文章と文章とをつなぐ特殊な用語である。

「ただし」は主文章の後に続く文章の冒頭に置かれ、主文章で規定されていることに對する例外・除外を規定する場合に多く用いられる。この場合の主文章のことを“本文”といい、「ただし」で始まる文章を“ただし書き”という。

「この場合において」という用語は、主文章を補足する場合、あるいは主文章と密接な関係の内容について規定する場合に用いられる。この場合の主文章のことを“前段”の規定といい、「この場合において」で始まる文章を“後段”の規定という。

6. 「この限りでない」

「この限りでない」という用語は、条文の全部あるいは一部の規定の例外・適用除外を規定するときに多く用いられ、5.の「ただし」の文章の末尾にその述語として用いられることが多い。

7. 「ものとする」「しなければならない」

「ものとする」という用語は、「しなければならない」と同様に、義務を表す言葉ではあるが、条文の規定による取扱いの原則やその方針を示しており、その取扱いにより処理されることが当然期待されるべきものという表現である。したがって、「しなければならない」に比較して、意味は実質的には変わらなくても、表現上柔らかくなっているといえる。

8. 「みなす」「とする」

「みなす」という用語は、ある事物と性質の異なる他の事物を一定の法律関係において同一のものとみることにより、ある事物について生ずる法律上の効果を、他の事物についても生じさせる場合に用いられる。

また、「みなす」と類似した言葉として「とする」という用語があるが、この「とする」という用語は、「制度的にそのように決める」という意味で用いられる。「みなす」という用語が「擬制的にそのように取り扱う」という意味で用いられるのに対し、「とする」を用いる場合には、「みなす」ことをしなくとも、もともとそのように取り扱っておかしくない場合を想定している。

9. 「以上」「以下」「超える」「未満」

これらの用語は、いずれも数量的な限定をする場合に用いられる。

「以上」「以下」という用語は、基準点となる数量を含み、「超える」「未満」という用語は、基準点となる数量を含まない。たとえば、「1年以上」という場合は、1年という基準点を含み、「1年を超える」という場合は、1年という基準点を含まない1年を超える期間を指すこととなる。

なお、「以下」「未満」も同様に用いられる。

10. 「以前」「以後」「前」「後」

これらの用語は、いずれも一定の口時を基準として、その基準口時の前後における時間的な間隔あるいは連続を示すために用いられる。

「以前」「以後」という用語は、基準日時を含み、「前」「後」という用語は、基準日時を含まない。したがって、「以前」「以後」は9.の「以上」「以下」と、「前」「後」は9.の「超える」「未満」とその用法が類似している。

11. 「その他の」「その他」

「その他の」「その他」という用語は、表現上は類似しているが、税法上の用語としてはその意味を明確に区別して使い分けられている。

まず、「その他の」という場合は、その用語のすぐ前にある言葉はその用語より後にある言葉のひとつの例示であり、その用語の後にある言葉の意味内容は、すぐ前にある言葉の意味内容よりも広い。したがって、すぐ前に掲げられる言葉は後にある言葉の意味内容の一部であり、前にある言葉は後にある言葉に含まれるものである。

(例1)

貸付金その他の金銭債権の譲受け

この場合は、“貸付金”は、「その他の」の後にある“金銭債権”の例示であり、また、その“金銭債権”の一部でもあるという関係にある。

これに対し、「その他」という場合には、その用語の前後の言葉が並列的關係にある場合に用いられる。つまり、「その他」という用語の前にある言葉は、その用語の後にある言葉とは重ならない別個の概念であると同時にその並列的な例示に過ぎない。したがってこの例示はその用語の後にある言葉には含まれないものである。

(例 2)

権利その他経済的な利益

この場合は、“権利”と“経済的な利益”とはそれぞれ重複しない別の概念である。

12. 「者」「物」「もの」

「者」という用語は、自然人又は法人という法律上の人格を有するものの主体を表す場合に用いられ、一方「物」という用語は、税法上主に有体物を総称する場合に用いられる。

また、これらの「者」や「物」という用語に対して、「もの」という用語はより広い意味で用いられる。一般的には、「者」や「物」では表現することができない抽象的な存在を表現する場合に用いられたり、「者」や「物」で表現されている文章中において、さらにこれらのうちの一部を限定して説明するために用いられる。

13. 「かかわらず」

「かかわらず」という用語は、原則であるところの規定に対して、この用語が付く主文章の規定が例外であることを表している。

14. 「直ちに」「速やかに」「遅滞なく」

これらの用語は、いずれも時間的即時性を示すためのものであるが、その即時性の度合いが異なるものとして、税法では使い分けられている。

すなわち、「直ちに」という用語は、時間的即時性が最も強いものとして用いられ、原則的に遅滞が許されないものと解されている。

次に、「速やかに」という用語は、「直ちに」よりも時間的即時性がゆるやかな場合で、しかもその行為の即時性について訓辞的な意味をもたせる場合に用いられることが多い。

これらに対し、「遅滞なく」という用語は、上記2つの用語の場合よりも時間的即時性は弱く、この用語が用いられる場合には、正当な又は合理的な理由があれば、その遅滞は許容されうるものと解されている。

15. 「残額」

残額は、文字どおり「残っている金額」という意味であり、プラスの場合だけを示すこととなる。つまり、ゼロが限度となる。

(例) $600\text{万円} - 500\text{万円} = \underline{100\text{万円}}$
残額

16. 「期日」と「期限」と「期間」

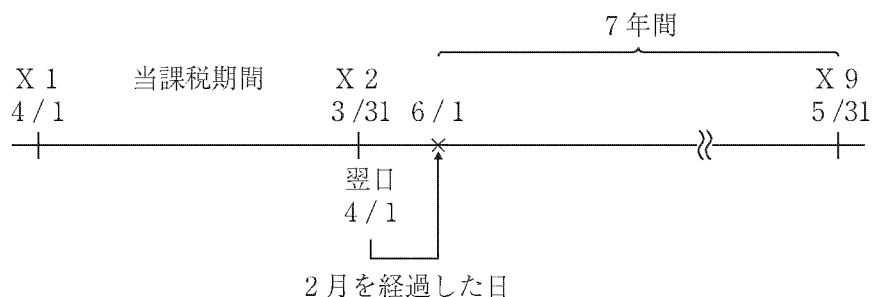
例えば、甲が乙に物を貸す場合に、「返還日をX 1年10月30日」というように一定の日を指定した場合が「期日」であり、「10月30日までに返還する」と指定した場合は「期限」となる。

「乙が本物件を使用できるのはX 1年8月1日から同年10月30日までとする」というように、いつからという始期を定めた場合が「期間」となる。

17. 「～経過した日」と「～経過する日」

どちらも期日や期限を指す場合に用いられる表現であるが、「経過した日」とは、その基準となる日から数えて応当日を指すことになるのに対して、「経過する日」は経過した日の前日を指すこととなる。

(例 1) 当課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間



(例 2) 当課税期間の初日から2年を経過する日



理論テキストの利用方法

本書では、条文部分を2色分けしています。これは、解答上必要とされる重要語句を赤字表記することにより、その理論の全体像を体系的に把握するきっかけとすることを目的としています。

税法では、理論体系が基本的に以下の3区分になると考えられ、それぞれに応じた赤字表記を行っています。

理 論 体 系	赤字表記について	
	コ ン セ プ ト	赤字表記部分
総 則 ・ 定 義 規 定	課税の対象や納税義務者、納税地、課税期間などの法律の枠組みを規定しているものであり、文章構成よりも税法用語を適切に理解できているか否かが重要となります。	税法用語
手 続 規 定	申告などの各種手続きは、「誰が」「何を」「いつまでに」「誰に」「どうする」など、要件の列挙が重要となります。	要件部分
計 算 規 定	「誰が」「どのような事実関係」に基づき、「どのような取扱い」を行うかが重要となります。	主語 述語 その他重要語句

以上ようになります。ここでは、具体例を挙げ、その使用方法の確認を行います。

1. 総則・定義規定（問題1－1一部抜粋）

〔1〕 国内取引

(1) 課税の対象（法4①）

国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。）には、消費税を課する。

2. 手続規定（問題 8－2 一部抜粋）

〔1〕 確定申告

(1) 申告書の提出（法45①）

事業者（免税事業者を除く。）は、課税期間ごとに、その課税期間の末日の翌日から2月以内に、一定の事項を記載した確定申告書を税務署長に提出しなければならない。

ただし、国内における課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等及び輸出免税取引を除く。）及び特定課税仕入れがなく、かつ、差引税額がない課税期間については、この限りでない。

3. 計算規定（問題 7－7 一部抜粋）

〔1〕 課税売上割合が著しく変動した場合（法33①）

事業者（免税事業者を除く。）が調整対象固定資産の課税仕入れ等を行い、その課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合（その課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合を含む。）において、その事業者（相続、合併・分割により事業を承継した課税事業者を含む。）が第3年度の課税期間の末日においてその資産を有しており、かつ、第3年度の課税期間における通算課税売上割合が仕入れ等の課税期間における課税売上割合に対して著しく変動したときは、一定の方法により計算した調整税額をその事業者のその第3年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算又は控除する。

この場合において、その加算又は控除後の金額をその第3年度の課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

※ 本書では、上記内容の把握のため、「解説」部分のページにおいて、上記「条文」部分の手助けになるよう、以下の理論の分解を用意しています。

要 旨

〔1〕 課税売上割合が著しく変動した場合 〔2〕 調整の要否の判定 〔3〕 調整税額

内容解説 2～3

適用対象者	事業者（免税事業者を除く。）
要件 1 (取得時)	・ 調整対象固定資産の課税仕入れ等を行うこと ・ その課税仕入れ等の税額につき <u>比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算すること</u> ↓ 課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合を含む
要件 2 (第3年度)	・ 第3年度の課税期間の末日においてその資産を有していること ・ 第3年度の課税期間における通算課税売上割合が仕入れ等の課税期間における課税売上割合に対して<u>著しく変動していること</u> ↙ 〔2〕 調整の要否により判定
対象税額	<u>一定の方法により計算した調整税額</u> ↓ 〔3〕 調整税額により計算
対象期間	第3年度の課税期間
取 扱 い	仕入れに係る消費税額に加算又は控除する 加算又は控除後の金額を第3年度の課税期間の仕入れに係る消費税額とみなす

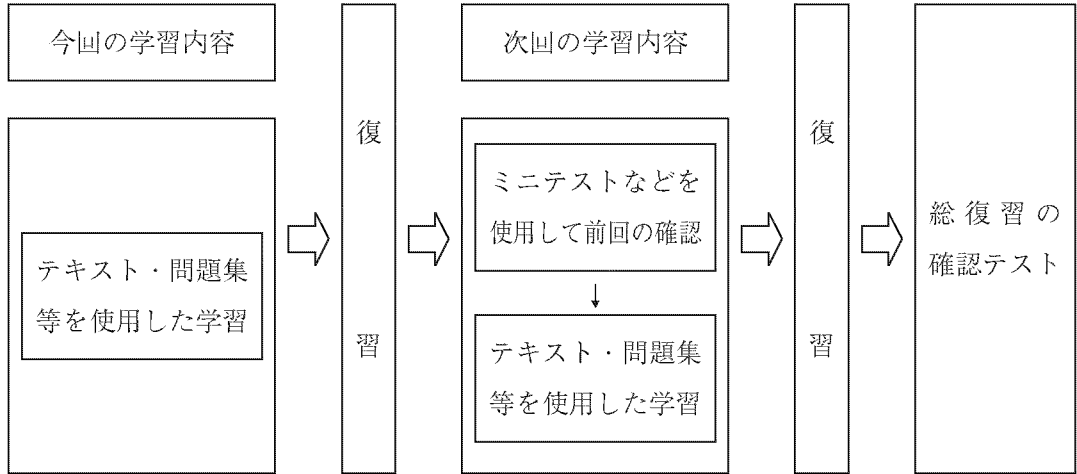
《ポイント》

要旨にあるように、理論の分解部分により理論の重要な柱となる部分を理解し、その後そこに肉付けするように理論の大枠を掴んでいくような学習を心掛けましょう。

近年の本試験は、理論の丸暗記では対応できない傾向になってきていますから、理論の重要な柱をしっかりと理解・暗記し、税法用語など適切な用語を用いた解答を作成できるようになりましょう。

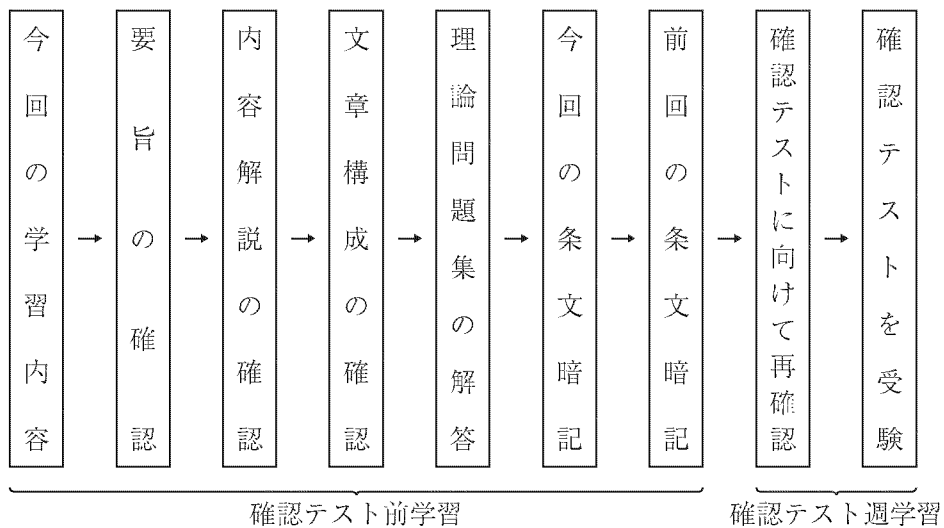
理論の学習方法

テキスト、問題集を以下のように有効に使用して下さい。



【消費税法：復習のスケジュール】

下記の例示を参考に、各自の生活に合わせた学習のスケジュールを設定して下さい。



問題 9-2

適格請求書発行事業者の登録等

〔1〕 登 録 (法57の2①) ★★

国内における課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）について、適格請求書の交付をしようとする事業者（免税事業者を除く。）は、税務署長の登録を受けることができる。

〔2〕 申 請 (法57の2②、令70の2) ★★

登録を受けようとする事業者は、適格請求書発行事業者の登録申請書とその納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(1) 免税事業者が課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けようとする場合

① 申請期限

その課税期間の初日から起算して15日前の日

② 登録時期

①に定める日までに適格請求書発行事業者の登録申請書を提出した事業者について、その課税期間の初日後に登録がされたときは、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなす。

〔3〕 失 効 (法57の2⑩、令70の5③) ★★

適格請求書発行事業者が、次のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれに定める日に、適格請求書発行事業者の登録はその効力を失う。

(1) 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書とその納税地の所轄税務署長に提出した場合

……その提出した日の属する課税期間の末日の翌日（その課税期間の翌課税期間の初日から起算して15日前の日の翌日からその課税期間の末日までの間に提出した場合は、その課税期間の翌課税期間の末日の翌日）

(2) 事業を廃止した場合（事業廃止届出書など事業を廃止した旨を記載した届出書を提出した場合に限る。）

……事業を廃止した日の翌日

(3) 合併により消滅した場合（合併による法人の消滅届出書を提出した場合に限る。）

……法人が合併により消滅した日

〔4〕 登録の時期等の特例 (令70の4、規26の4) ★

登録を受けようとする事業者が、次に掲げる課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した適格請求書発行事業者の登録申請書をその課税期間の末日までに提出した場合において、登録がされたときは、その課税期間の初日から登録を受けたものとみなす。

- (1) 事業者（みなし登録期間の適用を受ける事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間
- (2) 吸収合併により適格請求書発行事業者の登録を受けていた被合併法人の事業を承継した日の属する課税期間
- (3) 吸収分割により適格請求書発行事業者の登録を受けていた分割法人の事業を承継した日の属する課税期間

〔5〕 適格請求書発行事業者が死亡した場合における手続等 ★

(1) 内 容

① 届出書の提出（法57の3①）

適格請求書発行事業者（個人事業者に限る。）が死亡した場合には、相続人は適格請求書発行事業者の死亡届出書を速やかにその適格請求書発行事業者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

② 登録の失効（法57の3②）

適格請求書発行事業者が死亡した場合の登録は、(2)の適用を受ける場合を除き、適格請求書発行事業者の死亡届出書が提出された日の翌日又は死亡した日の翌日から4月を経過した日のいずれか早い日に、その効力を失う。

(2) みなし登録期間

① 内 容（法57の3③）

相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人（適格請求書発行事業者を除く。）の相続のあった日の翌日から、次のいずれか早い日までの期間（以下、「みなし登録期間」という。）については、相続人を適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者とみなして、消費税法を適用する。

(イ) 相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日

(ロ) 適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から4月を経過する日

この場合において、みなし登録期間中は、その適格請求書発行事業者の登録番号を相続人の登録番号とみなす。

② 登録の失効（法57の3④）

①の適用を受けた相続人の被相続人に係る登録は、その相続人のみなし登録期間の末日の翌日以後は、その効力を失う。

要 旨**〔1〕 登 録 〔2〕 申 請 〔4〕 登録の時期等の特例** 【内容解説 2、3、5】

適用対象者	国内における課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）について、適格請求書の交付をしようとする事業者（免税事業者を除く。）	
申請書名	適格請求書発行事業者の登録申請書	
提出先	所轄税務署長	
申請期限等	免税事業者が課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けようとする場合 ① 申請期限 →その課税期間の初日から起算して15日前の日 ② 登録時期 その課税期間の初日から起算して15日前の日までに申請書を提出した事業者について、その課税期間の初日後に登録がされたとき →その課税期間の初日に登録を受けたものとみなす	
登録の時期等の特例	次に掲げる課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書をその課税期間の末日までに提出した場合において、登録がされたとき (1) 国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間 (2) 吸収合併により被合併法人（※）の事業を承継した日の属する課税期間 (3) 吸収分割により分割法人（※）の事業を承継した日の属する課税期間 ※ 適格請求書発行事業者の登録を受けていた場合に限る	その課税期間の初日から登録を受けたものとみなす
取 扱 い	税務署長の登録を受けることができる	

〔3〕 失 効 【内容解説 4】

適用対象者	適格請求書発行事業者	
失効事由 ・ 失効時期	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を所轄税務署長に提出した場合	その提出した日の属する課税期間の末日の翌日（その課税期間の翌課税期間の初日から起算して15日前の日の翌日からその課税期間の末日までの間に提出した場合は、その課税期間の翌課税期間の末日の翌日）
	事業廃止届出書などを提出した場合	事業を廃止した日の翌日
	合併による法人の消滅届出書を提出した場合	法人が合併により消滅した日
取 扱 い	適格請求書発行事業者の登録はその効力を失う	

〔5〕 適格請求書発行事業者が死亡した場合における手続等 内容解説 6、7、8

対 象 者	相続人	
状 況	適格請求書発行事業者（個人事業者に限る。）が死亡した場合	
届 出 書 名	適格請求書発行事業者の死亡届出書	
期 限	速やかに	
提 出 先	適格請求書発行事業者の所轄税務署長	
失 効 時 期	適格請求書発行事業者の死亡届出書が提出された日の翌日 ↑↓ いずれか早い日 ※ みなし登録期間の適用を受ける場合を除く 死亡した日の翌日から 4 月を経過した日	
取 扱 い	適格請求書発行事業者の登録はその効力を失う	
み な し 登 録 期 間	適用対象者	相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人 （適格請求書発行事業者を除く。）
	適用 期 間	相続のあった 日の翌日から { 相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた 日の前日 ↑↓ いずれか早い日まで 適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から 4 月を経過する日
	取 扱 い	相続人を適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者とみなして、消費税法を適用する みなし登録期間中は、その適格請求書発行事業者の登録番号を相続人の登録番号とみなす
	失 効 時 期 ・ 取 扱 い	みなし登録期間の末日の翌日以後 みなし登録期間の適用を受けた相続人の被相続人に係る登録は、その効力を失う

内容解説**1. 概 要（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））**

令和 5 年10月 1 日から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入された。

適格請求書等保存方式とは、標準税率と軽減税率の複数税率に対応するための仕入税額控除の方式である。売上側と仕入側双方の適用税率の認識を一致させるため、売上側には適格請求書の交付を義務付け、その交付を受ける仕入側では帳簿及び適格請求書発行事業者が交付する適格請求書などの請求書等を保存しなければならない。

事業者が適格請求書発行事業者となるためには、原則として、課税事業者であること、適格請求書発行事業者の登録を受けることが必要である。

なお、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで登録を受けられるようにする等のため、登録等に関する経過措置が設けられている。（問題 9 - 9）

2.〔1〕 登録の効力の原則

適格請求書発行事業者の登録は、適格請求書発行事業者登録簿への登録日からその効力が生じることとなる。したがって、適格請求書発行事業者の登録の通知を受けた日にかかわらず、適格請求書発行事業者は、登録日以後に行った課税資産の譲渡等について適格請求書を交付することとなる。

参 考

適格請求書発行事業者の登録がされた場合には、適格請求書発行事業者登録簿に登録された事項が、インターネットを通じて公表されることとなる。

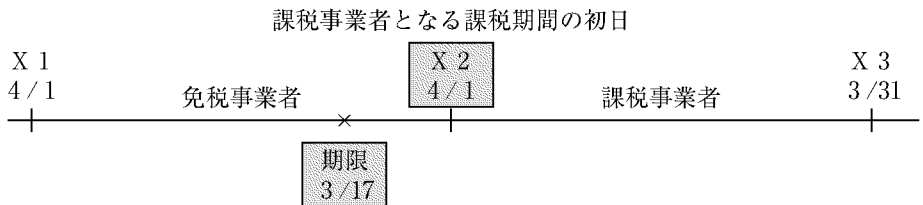
3.〔1〕〔2〕 登録申請手続き

適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、課税事業者に限られる。免税事業者が課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、その初日から起算して15日前の日までに適格請求書発行事業者の登録申請書を提出しなければならない。

なお、免税事業者の登録手続きについては、インボイス制度導入後における手続の柔軟化の観点から、課税期間の中途から適格請求書発行事業者の登録ができる経過措置が設けられている。（問題 9 - 9）

参 考

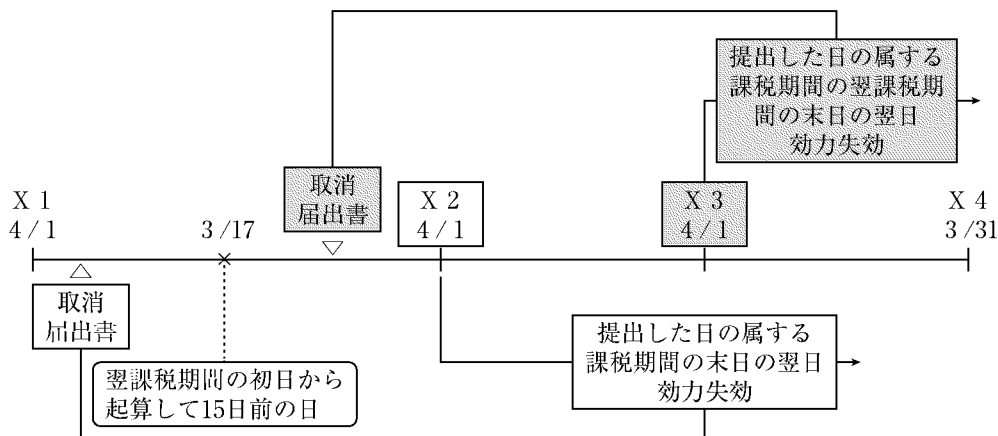
初日から起算して15日前の日（課税期間が4月1日から3月31日までの場合）



前の日	15日目	14日目	13日目	12日目	11日目	10日目	9日目	8日目	7日目	6日目	5日目	4日目	3日目	2日目	起算日 1日目
3 / 17	3 / 18	3 / 19	3 / 20	3 / 21	3 / 22	3 / 23	3 / 24	3 / 25	3 / 26	3 / 27	3 / 28	3 / 29	3 / 30	3 / 31	4 / 1

4.〔3〕(1) 失効時期

図 解

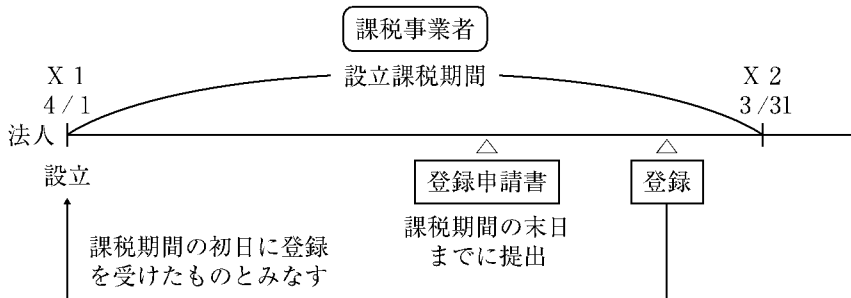


5.〔4〕 登録の時期等の特例

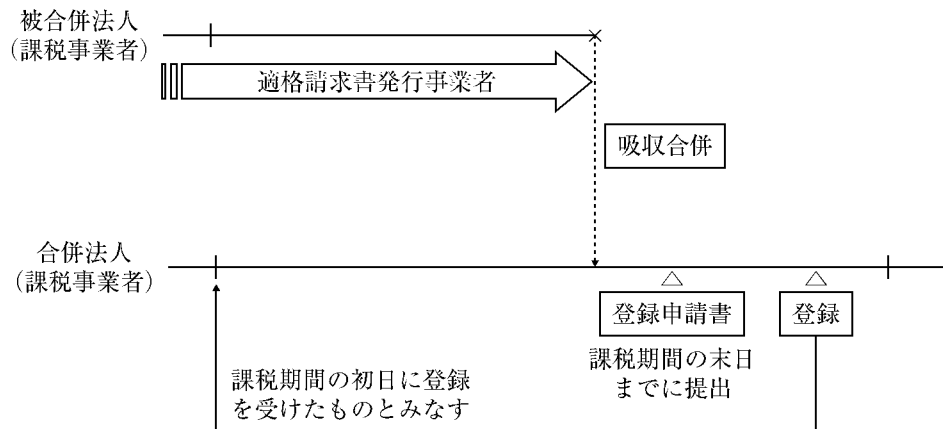
新たに事業を開始した場合など前もって登録申請書を提出することが困難な状況が想定されることを踏まえ、〔4〕に規定される課税期間については、その課税期間の初日に遡って登録を受けたものとみなされる。

なお、この条文の構成及び趣旨は問題2-2〔5〕一定の課税期間と同様であるが、相続があった場合については、この理論の〔5〕適格請求書発行事業者が死亡した場合における手続等として別途条文が設けられている。

図解1 (1)の場合



図解2 (2)の場合



6.〔5〕 適格請求書発行事業者が死亡した場合における手続き等

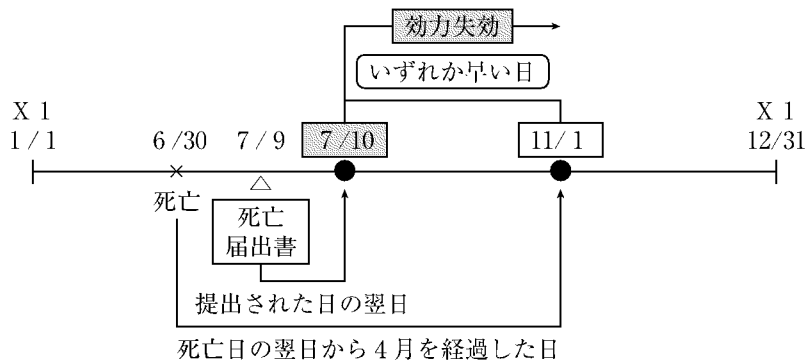
適格請求書発行事業者の登録は課税事業者単位で行われるため、適格請求書発行事業者である個人事業者が死亡し、適格請求書発行事業者以外の相続人が事業を承継した場合には、その相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けるまでの間は、適格請求書等を発行することができないこととなり、事業の継続に支障を来すおそれがある。

こうした事態に制度的に対応する観点から、適格請求書発行事業者である個人事業者が死亡した場合における手続き等が設けられている。

7.〔5〕(1)② 失効時期

適格請求書発行事業者である個人事業者が死亡し、事業が承継されない場合には、その個人事業者の登録を失効させるべきであるが、適格請求書発行事業者の死亡届出書には具体的な提出期限が定められておらず、提出自体が行われない可能性がある。登録の効力が存続したままであることは望ましくないため、最長でも死亡した日の翌日から4月を経過した日に登録の効力を失効させることとしている。

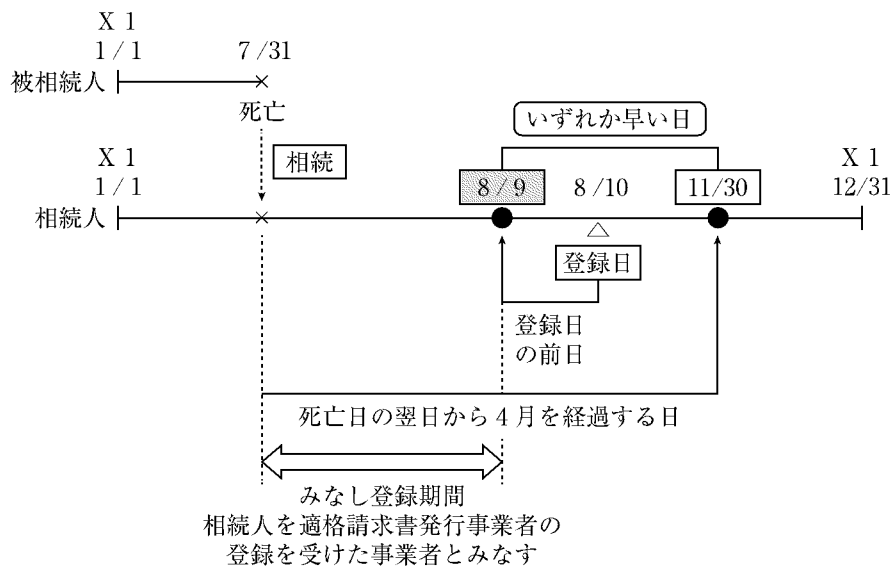
図 解



8.〔5〕(2) みなし登録期間

適格請求書発行事業者である個人事業者が死亡し、適格請求書発行事業者ではない相続人が事業を承継した場合には、適格請求書等を発行することができないことから、事業の継続に支障をきたすおそれがある。よって、みなし登録期間を設け、この期間中は、事業を承継した相続人を適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者とみなすとともに、死亡した個人事業者の登録番号を相続人の登録番号とみなすことで、適格請求書等の発行ができることとなる。

図 解



問題 9-3

適格請求書発行事業者の義務等

〔1〕 適格請求書の交付義務 (法57の4①⑤) ★★

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等及び輸出免税取引を除く。）を行った場合において、その課税資産の譲渡等を受ける他の事業者（免税事業者を除く。）から適格請求書の交付を求められたときは、適格請求書（電磁的記録を含む。）をその他の事業者に交付しなければならない。

ただし、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な課税資産の譲渡等を行う場合は、この限りでない。

(1) 適格請求書の意義

課税資産の譲渡等につき、次の事項を記載した請求書、納品書等の書類

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 行った年月日
- ③ 内容（軽減対象課税資産の譲渡等である場合は、内容及びその旨）
- ④ 税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

〔2〕 適格簡易請求書 (法57の4②⑤、令70の11) ★★

適格請求書発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等が小売業及び飲食店業など不特定多数の者に資産の譲渡等を行う事業に係るものであるときは、適格請求書に代えて適格簡易請求書（電磁的記録を含む。）を交付することができる。

(1) 適格簡易請求書の意義

課税資産の譲渡等につき、次の事項を記載した請求書、納品書等の書類

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 行った年月日
- ③ 内容（軽減対象課税資産の譲渡等である場合は、内容及びその旨）
- ④ 税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 消費税額等又は適用税率

〔3〕 適格返還請求書（法57の4③⑤、令70の9③） ★

売上げに係る対価の返還等を行う適格請求書発行事業者は、売上げに係る対価の返還等を受ける他の事業者に対して、適格返還請求書（電磁的記録を含む。）を交付しなければならない。

ただし、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格返還請求書を交付することが困難な課税資産の譲渡等を行う場合、売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合は、この限りでない。

(1) 適格返還請求書の意義

売上げに係る対価の返還等につき、次の事項を記載した請求書、納品書等の書類

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等及び対価の返還等を行った年月日
- ③ 内容（軽減対象課税資産の譲渡等である場合は、内容及びその旨）
- ④ 税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 消費税額等又は適用税率

〔4〕 再交付（法57の4④⑤） ★★

適格請求書等を交付した適格請求書発行事業者は、これらの書類の記載事項に誤りがあった場合には、交付した他の事業者に対して修正したもの（電磁的記録を含む。）を交付しなければならない。

〔5〕 書類の保存（法57の4⑥、令70の13①） ★★

適格請求書等の写しをその交付した日（電磁的記録にあっては、提供した日）の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又は事務所等の所在地に保存しなければならない。

〔6〕 交付義務免除 （法57の4①③、令70の9②③、規26の6） ★★

- (1) 次の課税資産の譲渡等を行う場合は、適格請求書の交付義務は免除される。
- ① 税込価額が3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
 - ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る。）
 - ③ 生産者が農業協同組合などに委託して行う農林水産物の譲渡
 - ④ 税込価額が3万円未満の自動販売機及び自動サービス機による商品の譲渡等
 - ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便サービスで郵便ポストに差し出されたもの
- (2) 次の売上げに係る対価の返還等を行う場合は、適格返還請求書の交付義務は免除される。
- ① 上記(1)の課税資産の譲渡等を行う場合
 - ② 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合

〔7〕 媒介者交付特例 （令70の12、規26の7①） ★

(1) 内 容

事業者（適格請求書発行事業者に限る。）が、媒介者等（適格請求書発行事業者に限る。）を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合において、その媒介者等がその課税資産の譲渡等の時までにその事業者から登録を受けている旨の通知を受けているときは、その媒介者等は、その課税資産の譲渡等を受ける他の者に対して、その事業者の氏名又は名称及び登録番号に代えて、その媒介者等の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書等（電磁的記録を含む。）をその事業者に代わって交付することができる。

(2) 書類の保存

媒介者等は、交付した適格請求書等の写しをその交付した日（電磁的記録にあっては、提供した日）の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又は事務所等の所在地に保存しなければならない。

(3) 委託者への交付

媒介者等がその事業者に代わって適格請求書等を交付した場合には、その媒介者等は、速やかに適格請求書等の写しをその事業者に対し交付しなければならない。

(4) 通 知

(1)の通知を行った事業者が適格請求書発行事業者でなくなった場合には、その事業者は、その媒介者等に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

〔8〕 類似書類の交付禁止 （法57の5） ★★

適格請求書発行事業者以外の者は、適格請求書発行事業者が作成した適格請求書又は適格簡易請求書であると誤認されるおそれのある表示をした書類（電磁的記録を含む。）を、適格請求書発行事業者は、偽りの記載をした適格請求書又は適格簡易請求書（電磁的記録を含む。）を他の者に対して交付してはならない。

内容解説

1. 適格請求書の意義

〔1〕(1)の法定事項が記載された請求書等を適格請求書（インボイス）としている。

【適格請求書の記載例】

5

10

15

(株)〇〇御中		⑥	請求書	
②		X X 年11月分		
11/1	米	※		5,400円
11/2	卵	※	③	2,160円
⋮				⋮
11/30	ワイン			6,600円
※ 軽減税率対象		③	合計	87,200円
			うち消費税	7,200円
(10%対象 40,000円)		⑤	消費税	4,000円)
(8%対象 40,000円)			消費税	3,200円)
④		①	△△(株)	
			登録番号 T1234567890123	

① 「誰が」「登録番号」

② 「いつ」

③ 「何を」

④⑤ 「いくらで」

⑥ 「誰に対して」

2. 〔2〕 適格簡易請求書の交付が認められる事業の範囲

次に掲げる不特定多数の者に資産の譲渡等を行う事業に係る課税資産の譲渡等が対象となる。

- 20
- (1) 小売業、飲食店業、写真業及び旅行業
- (2) タクシー業
- (3) 駐車場業（不特定多数の者に場所を提供するものに限る。）
- (4) 上記の事業に準ずる事業で不特定多数の者に資産の譲渡等を行うもの

3. 〔1〕〔3〕〔6〕 適格請求書等の交付が免除される場合

適格請求書発行事業者は、相手方からの求めに応じて適格請求書等を交付する義務があるが、事業の性質上、交付することが困難な課税資産の譲渡等を行う場合は、交付義務が免除される。

- 25
- (1) 税込価額が3万円未満の公共交通機関による旅客の運送に係る金額判定

3万円未満かどうかは、1回の取引の税込価額により判定する。したがって、1商品（切符1枚ごと）の金額や月まとめ等の金額では判定しない。

例えば、大人1人あたりの運賃が15,000円の新幹線に大人4人で乗車した場合には、大人1人あたりの運賃15,000円ではなく、4人分の60,000円で判定するため、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送には該当しない。

(2) 卸売市場における生鮮食料品等の譲渡、生産者が農業協同組合などに委託して行う農林水産物の譲渡

卸売市場における生鮮食料品等の譲渡、生産者が農業協同組合などに委託して行う農林水産物の譲渡については、出荷者・生産者（委託者）が直接購入者に対してインボイスの交付をすることが困難であるため、その交付義務が免除されている。

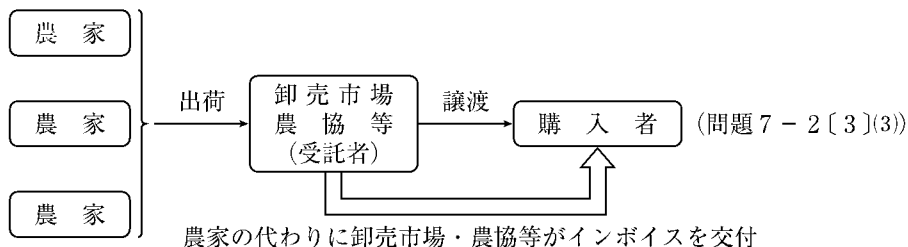
なお、委託者である出荷者・生産者が適格請求書発行事業者以外の者であっても、これらの規定は適用される。

また、生産者が農業協同組合などに委託して行う農林水産物の譲渡は、無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限られる。

- ・無条件委託方式……出荷した農林水産物について、販売条件を付けずに、その譲渡を委託すること。
- ・共同計算方式……一定の期間における農林水産物の譲渡に係る対価の額をその農林水産物の種類等ごとに平均した価格をもって算出した価格により精算すること。

図 解

【出荷者・生産者（委託者）】※ 購入者へのインボイス交付義務免除



(3) 自動販売機及び自動サービス機の範囲

<交付義務免除の対象となるもの>

商品の販売等及び代金の収受が自動で行われる機械装置であって、その機械装置のみにより商品の販売等が完結するもの

- ・飲食料品の自動販売機
- ・コインロッカー
- ・コインランドリー
- ・金融機関のATMによる入出金・振込サービス など

<交付義務免除の対象とならないもの>

単に代金の精算のみを行い、資産の譲渡等が別途行われるもの

- ・小売店内に設置されたセルフレジ
- ・コインパーキング
- ・自動券売機 など

問題9-3

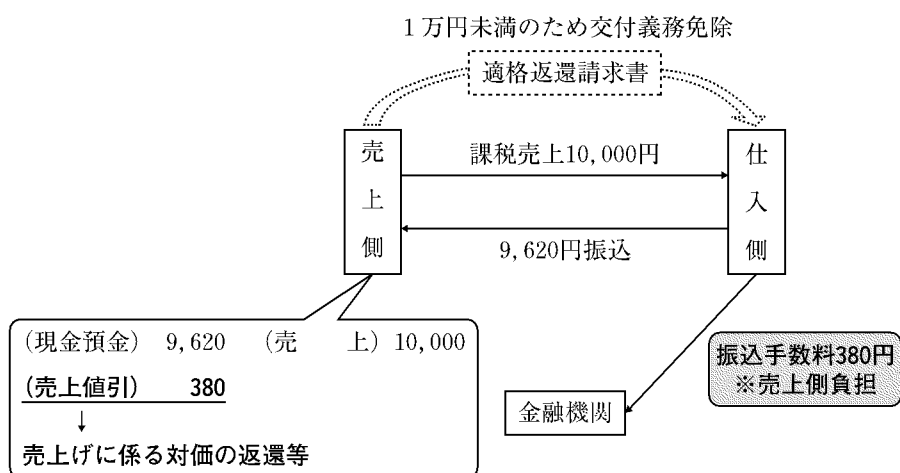
(4) 税込価額が1万円未満である売上げに係る対価の返還等

例えば、売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合に、その振込手数料相当額が1万円未満となる時は、適格返還請求書の交付義務が免除される。

なお、売手が負担する振込手数料相当額を支払手数料として処理している場合であっても、売上げに係る対価の返還等として取り扱うことができ、同様に適格返還請求書の交付義務が免除される。

ただし、この場合の売上げに係る対価の返還等の適用税率は、その売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等の適用税率によることとなるため、軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等に係るものである場合には、売上げに係る対価の返還等も軽減税率の対象となることに留意すること。

図 解

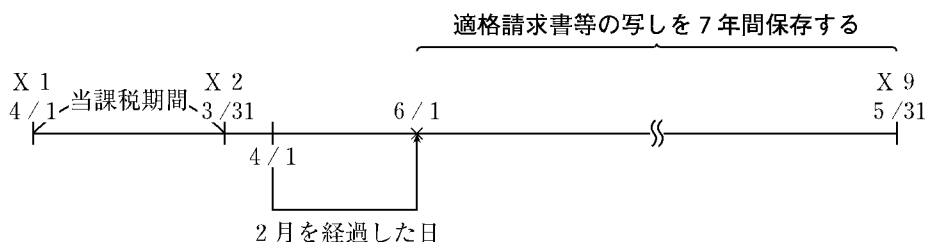


4.〔4〕 再交付

適格請求書発行事業者が交付した適格請求書等（適格請求書、適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合には、修正した適格請求書等を交付する義務がある。

5.〔5〕 書類の保存（保存期間）

図 解



6.〔7〕 媒介者交付特例

委託販売の場合、購入者に対して課税資産の譲渡等を行っているのは、委託者であるから、本来、委託者が購入者に対して適格請求書を交付しなければならない。

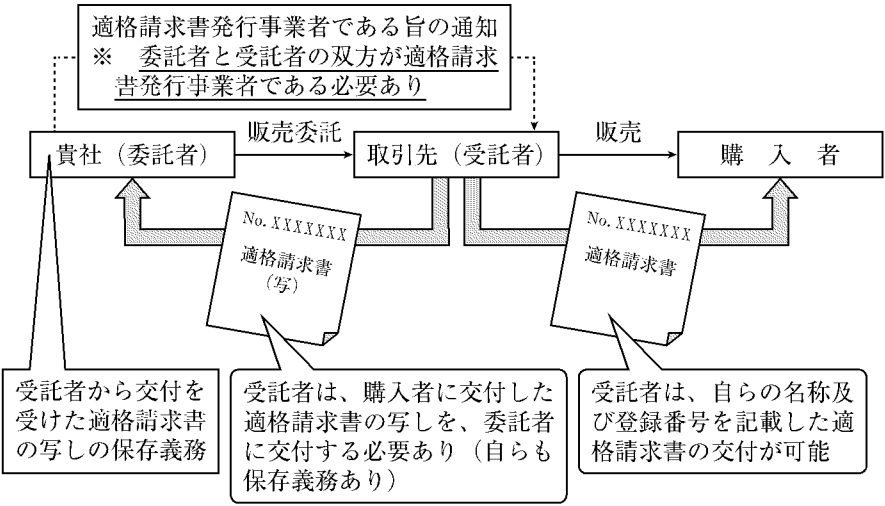
このような場合、受託者が委託者を代理して、委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した、委託者の適格請求書を、相手方に交付することも認められる（代理交付）。

また、次の(1)及び(2)の要件を満たすことにより、媒介又は取次ぎを行う者である受託者が、委託者の課税資産の譲渡等について、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書又は適格請求書に係る電磁的記録を、委託者に代わって、購入者に交付し、又は提供することができる。

- (1) 委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であること。
- (2) 委託者が受託者に、自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していること。（通知の方法としては、個々の取引の都度、事前に登録番号を書面等により通知する方法のほか、例えば、基本契約等により委託者の登録番号を記載する方法などがある。）

図 解

【媒介者交付特例の取引図】



（出所）

「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A」問48

平成30年6月（令和8年5月改訂）国税庁軽減税率・インボイス制度対応室